

令和 7 年度
第 1 回奈良県建設工事等入札契約制度検討委員会
次 第

日 時：令和 7 年 1 0 月 3 0 日（木）
午後 3 時～
場 所：修徳ビル 中会議室

1 開 会

2 議 事

（1）入札契約制度改革の方向性について

3 閉 会

[配布資料]

・入札契約制度改革の方向性について

入札契約制度改革の方向性について

1. 入札手続きにおける価格の種類と公表時期

入札手続きにおける価格の種類と公表時期

1. 入札手続きにおける価格の種類

(1) 予定価格（上回ると失格）

発注者が、落札価格の上限値として、歩掛や単価などを用いて算出する額

(2) 最低制限価格（ダンピング対策：下回ると失格）

発注者が、予定価格から算出し、この金額を下回ると契約内容に適した施工ができないとする額

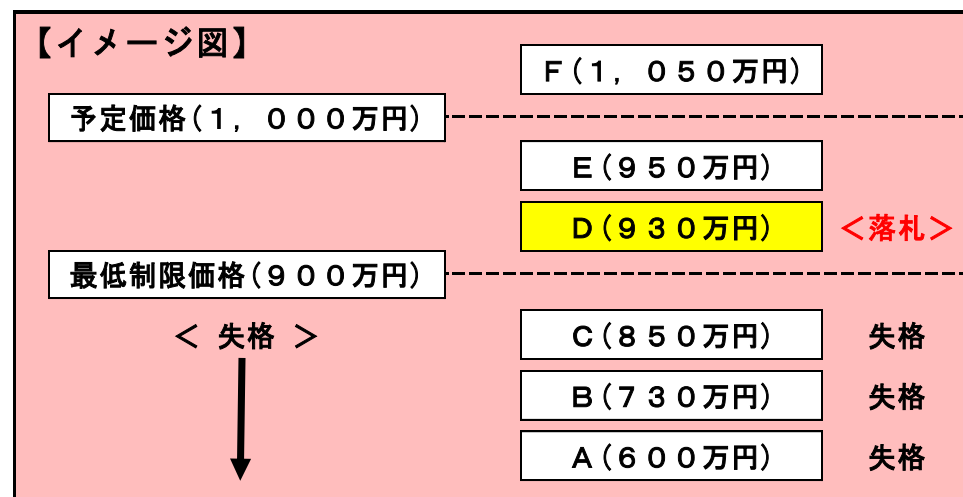
(3) 低入札価格調査基準価格（ダンピング対策：下回ると低入札調査の対象）

発注者が、予定価格から算出し、この金額を下回ると契約内容に適した施工ができない恐れがあるとする額

最低制限価格制度の概要

予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする制度
(施行令第167条の10②)

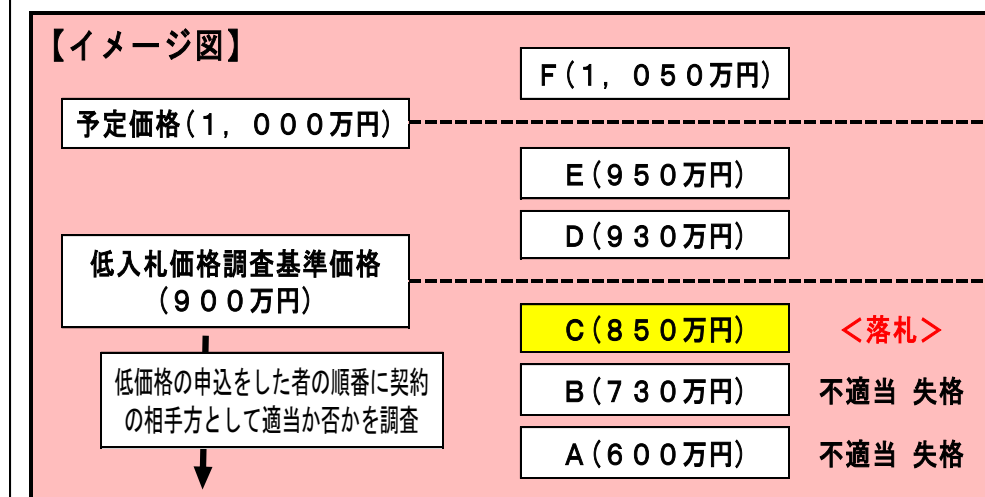
【イメージ図】



低入札価格調査制度の概要

調査基準価格を下回る入札があった場合に、その入札価格で適正な履行が可能であるか否かについて調査した上で落札者を決定する制度
(施行令第167条の10①)

【イメージ図】



2. 公表時期に係る国の見解と全国状況

(1) 国の見解

入札契約適正化法適正化指針（令和6年12月13日閣議決定）

→ 予定価格及び最低制限価格等は入札の前に公表しないよう規定

(予定価格)

- ・ 予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積り努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、最低制限価格等を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと等から、入札の前には公表しないものとする。

(最低制限価格・低入札価格調査基準価格)

- ・ 当該価格近傍へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者間のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうることから、入札の前には公表しないものとする。

(2) 本県の現状

- ・ 平成19年度に宇陀土木事務所発注の測量業務で、職員が特定の業者に予定価格を漏洩し逮捕され、懲戒免職となった事件が発生。加えて、工事にかかる談合の事実についても後に発覚。これを契機に予定価格、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格についての**事前公表を実施**
- ・ 令和6年6月から、総合評価落札方式を適用する工事について、低入札価格調査基準価格を**事後公表に変更**
(建設工事関連委託については**事前公表**を継続中)

区分	予定価格	低入札価格調査基準価格	最低制限価格
建設工事	事前公表	一部事後公表 (R6改定)	事前公表
建設工事関連委託	事前公表	事前公表	事前公表

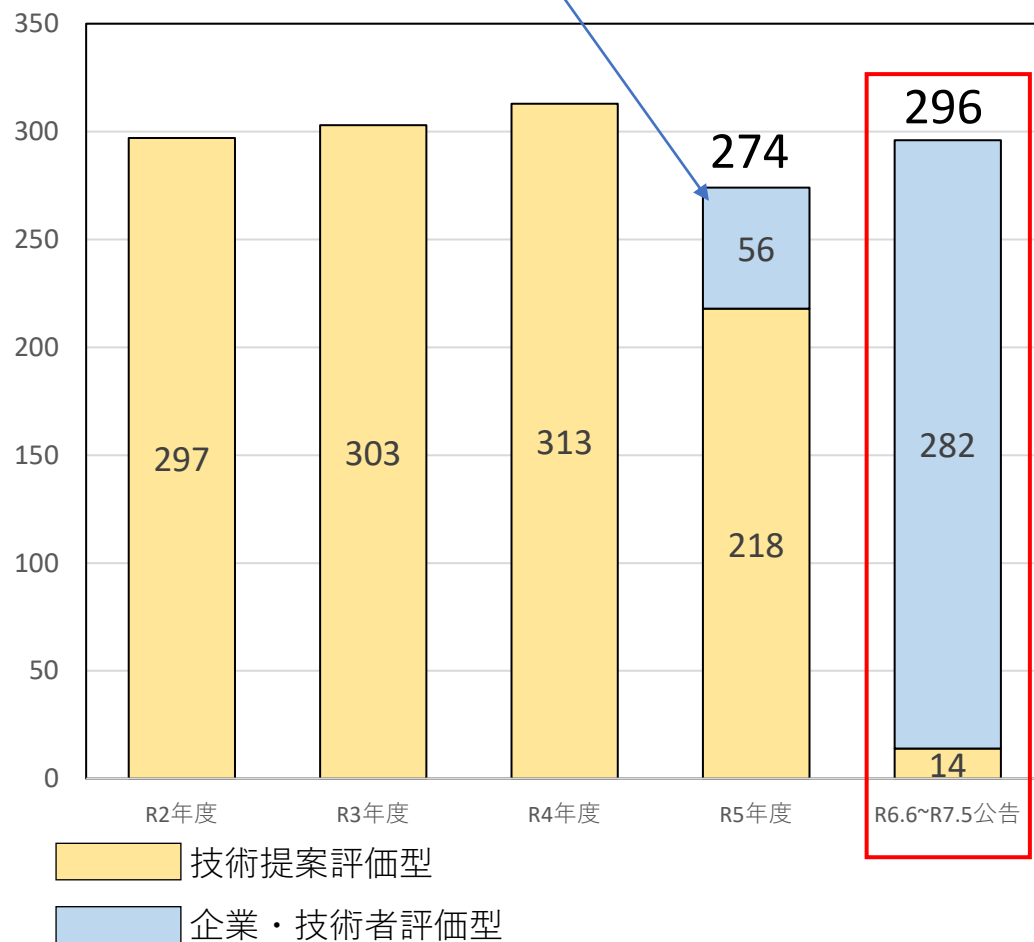
2. 建設工事の制度改定後の状況について

1. 令和6年6月の入札契約制度改定後の状況

(1) 総合評価落札方式の実施件数

【過去5年間の総合評価落札方式の実施件数（県土マネジメント部）】

R5より1～2千万円の価格帯の舗装工事で「企業・技術者評価型を実施」



本章における件数の算出方法は以下のとおり
 ・令和6年度は制度改定後の12ヶ月（R6.6～R7.5公告）の県土マネジメント部における件数にて算出。

工種別	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6.6~R7.5公告
土木	171	154	166	123	153
舗装	58	83	75	96	87
建築	13	11	16	12	11
P C	5	7	5	2	2
鋼橋	13	7	3	6	6
水門	0	1	1	2	0
交安	0	2	7	5	0
橋梁塗装	8	6	12	8	4
土木設備	10	15	14	13	10
建築設備	14	3	4	2	14
下水道設備	3	11	9	2	9
さく井	2	2	1	1	0
解体	0	1	0	2	0
合計	297	303	313	274	296

R6.6以降の公告工事より、「技術提案評価型」は、より高い品質を求める工事等に絞って実施し、その他は「企業・技術者評価型」で実施。

(2) 不調・不落の発生件数

【過去5年間の不調・不落の発生件数（県土マネジメント部）】

	R 2 年度	R3年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6.6 ~ R7.5 公告
土木	2 件	3 件	1 件		
建築	2 件	1 件	4 件	5 件	2 件
舗装		2 件			
設備	5 件	3 件	2 件	1 件	5 件
その他	1 件	1 件	2 件		
合計	1 0 件	1 0 件	9 件	6 件	7 件



全て入札者が無かったことによる入札不調

低入札価格調査基準価格を事後公表にした影響による入札不調は発生していない。

（３）低入札価格調査の実施状況

【過去５年間の低入札価格調査の実施件数等（県土マネジメント部）】

【工事件数】

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6.6～R7.5 公告	
開札件数	297 件	303 件	313 件	274 件	296 件	
低入札発生件数	0 件	1 件	0 件	1 件	191 件	65%
低入札調査実施件数	0 件	1 件	0 件	1 件	7 件	4%

【のべ入札者数】

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6.6～R7.5 公告	
入札応札者数	2577 者	2324 者	3001 者	2697 者	2292 者	
低価格入札者数	0 者	1 者	0 者	1 者	568 者	25%
うち辞退者数	—	—	—	—	556 者	98%
低入札価格調査資料提出者数	0 者	1 者	0 者	1 者	12 者	2%
うち低入札価格調査者数	0 者	1 者	0 者	0 者	9 者	
失格者数	0 者	1 者	0 者	0 者	9 者	

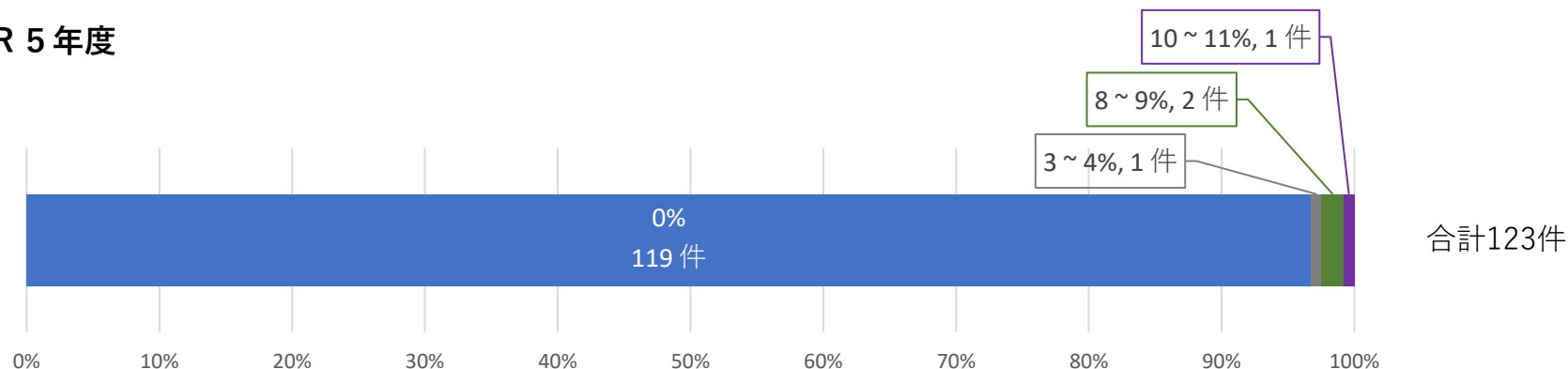
低入札価格調査基準価格を事後公表に移行した事に伴い、のべ入札者数のうち、25%が低価格入札者であった。そのうち9者に対し、低入札価格調査を実施。

(4) 落札価格の状況

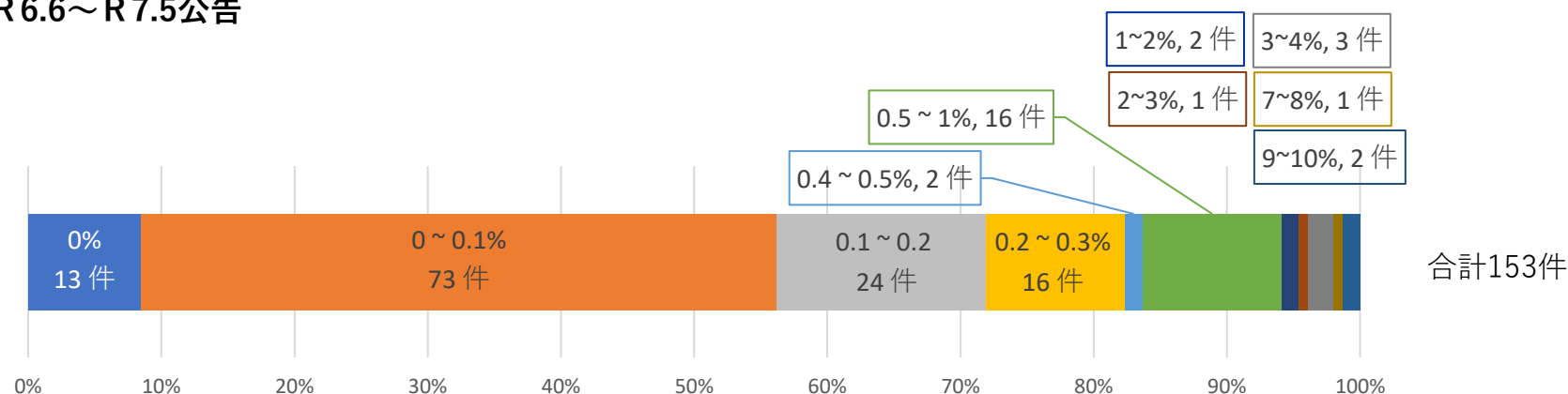
【低入札価格調査基準価格と落札価格の比較（県土マネジメント部）（土木一式）】

各工事の低入札価格調査基準価格と落札価格の差を予定価格に対する割合で表して集計したもの

R 5 年度



R 6.6 ~ R 7.5 公告



低入札価格調査基準価格を事後公表に移行したことに伴い、各者が見積もる工事価格にばらつきが生じている。

(5) 企業チャレンジ評価型の実施状況

県発注工事への新規参入企業など施工実績に乏しい企業の受注機会の拡大を目的とし、技術提案を求めない企業・技術者評価型で実施

【企業チャレンジ評価型の参加状況、落札状況等（県土マネジメント部）】

①参加・落札状況

年度		R5年度	R6.6～R7.5 公告
工事件数		5	12
参加 状況	延べ入札 参加者数	62	112
	初参加者数	2	11

②落札企業が最も近年に受注した状況

(R6.6～R7.5公告で実施した12件の内数)

R1以降 受注実績 なし	R1年度に 受注実績 あり	R2年度に 受注実績 あり	R3年度に 受注実績 あり	R4年度に 受注実績 あり	R5年度に 受注実績 あり
4者	1者	2者	1者	3者	1者

※初参加とは、過去5年間に総合評価（3千万円以上、土木一式）への参加が無い企業

R 6.6 制度改定以降、企業チャレンジ評価型において初参加者数が増加。過去5年間に受注実績のない企業4者が落札。

(6) 受注者の偏り

【過去5年間の受注件数ごとの企業数（県土マネジメント部）（土木一式）】

受注 件数	R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6.6～R7.5 公告	
	受注者	割合	受注者	割合	受注者	割合	受注者	割合	受注者	割合
1件	42者	(51%)	46者	(58%)	46者	(52%)	40者	(56%)	43者	(51%)
2件	24者	(29%)	20者	(25%)	28者	(31%)	17者	(24%)	23者	(27%)
3件	10者	(12%)	9者	(11%)	8者	(9%)	10者	(14%)	8者	(10%)
4件	9者	(11%)	8者	(10%)	3者	(3%)	1者	(1%)	6者	(7%)
5件	1者	(1%)	0者		2者	(2%)	2者	(3%)	3者	(4%)
6件	0者		0者		1者	(1%)	1者	(1%)	0者	
7件	0者		1者	(1%)	1者	(1%)	0者		1者	(1%)
合計	86者		84者		89者		71者		81者	

※ J V 契約の場合は構成員毎で計上

受注者の偏りは、例年と同じ傾向。

(7) 積算の誤り（違算）の発生状況

【R6.6～R7.5に公告した7土木事務所所管の発注工事における違算件数等】

	発注件数	違算件数	入札中止 件数	入札継続 件数
発注全体	1,602件	72件 (約4%)	16件 (約1%)	56件 (約3%)
うち総合評価落札方式	284件	67件 (約24%)	13件 (約5%)	54件 (約19%)

※7土木事務所所管とは、奈良、郡山、高田、中和、宇陀、吉野、五條の各土木事務所が所管するもの。

低入札価格調査基準価格を事後公表に移行したことに伴い、入札参加者からの違算の指摘が散見。
 違算の主な要因は、数量や単価の入力ミス、単位の認識ミスなどが多い。

2. 検討の方向性について

(1) 現状

- ・令和6年6月より、**総合評価落札方式を適用する工事**について、**低入札価格調査基準価格**を**事後公表**へ移行
- ・予定価格は**事前公表**を実施

(2) 制度改定の振り返り

- ・低入札価格調査基準価格を**事後公表**にした影響による入札不調は発生していない。
- ・のべ入札者のうち約25%が低入札価格調査基準価格未満で入札（契約には至らず）
- ・受注者の偏りは改定前の傾向と変わらない
- ・積算の誤り（違算）による設計図書の訂正が散見される
- ・不当な働きかけや価格情報漏洩は見られない

(3) 検討の方向性

- ・積算システムの改修、情報共有による違算抑制への取り組みを実施
- ・積算能力に課題が見られることから、予定価格については事前公表を継続する方向で検討
- ・入札参加資格者を対象に実施中のアンケート調査結果も踏まえながら方向性を検討

3. 建設工事関連委託の価格公表時期について

1. 現状（入札手続きにおける予定価格、入札方式及びダンピング対策）

（例）建設コンサルタント業務の場合

予定価格	入札方式		ダンピング対策
1 千万円以上	一般競争入札	総合評価落札方式	低入札価格 調査基準価格
		価格競争	最低制限価格
1 千万円未満	一般競争入札	価格競争	最低制限価格
	指名競争入札 ※	価格競争	最低制限価格

技術的な工夫の余地が比較的大きい業務の場合

※地方自治法施行令の要件に合致する場合は指名競争入札とすることが可能

2. 全国の状況（建設工事関連委託）

【建設コンサルタント業務】

予定価格	低入札価格 調査基準価格	団体数	平均落札率 (※1)
事前公表	事前公表	奈良県 ほか1団体	85.9% (81.0%)
事前公表	事後公表	13団体	88.8%
事前事後 併用	事後公表	4団体	88.8%
事後公表	事後公表	28団体	88.4%

※1 落札率・・・予定価格に対する落札金額の割合

() は奈良県の数値

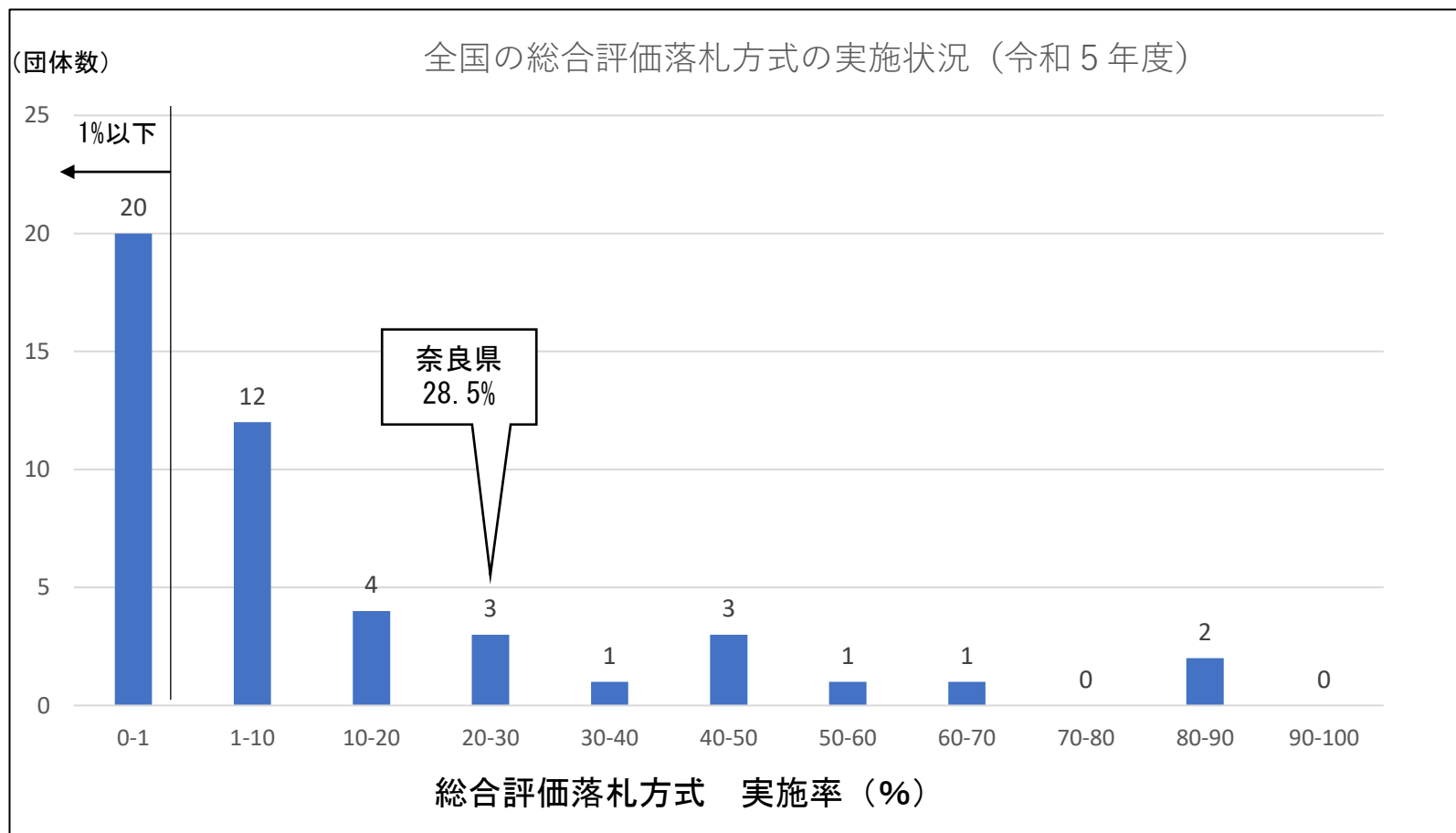
➡ 各種価格は、宇陀談合事件を契機に平成20年度より全て事前公表

3. 総合評価落札方式の状況

低入札価格調査の対象となる総合評価落札方式の実施状況

・ 奈良県総合評価落札方式の実施状況（令和5年度） 【建設コンサルタント業務】

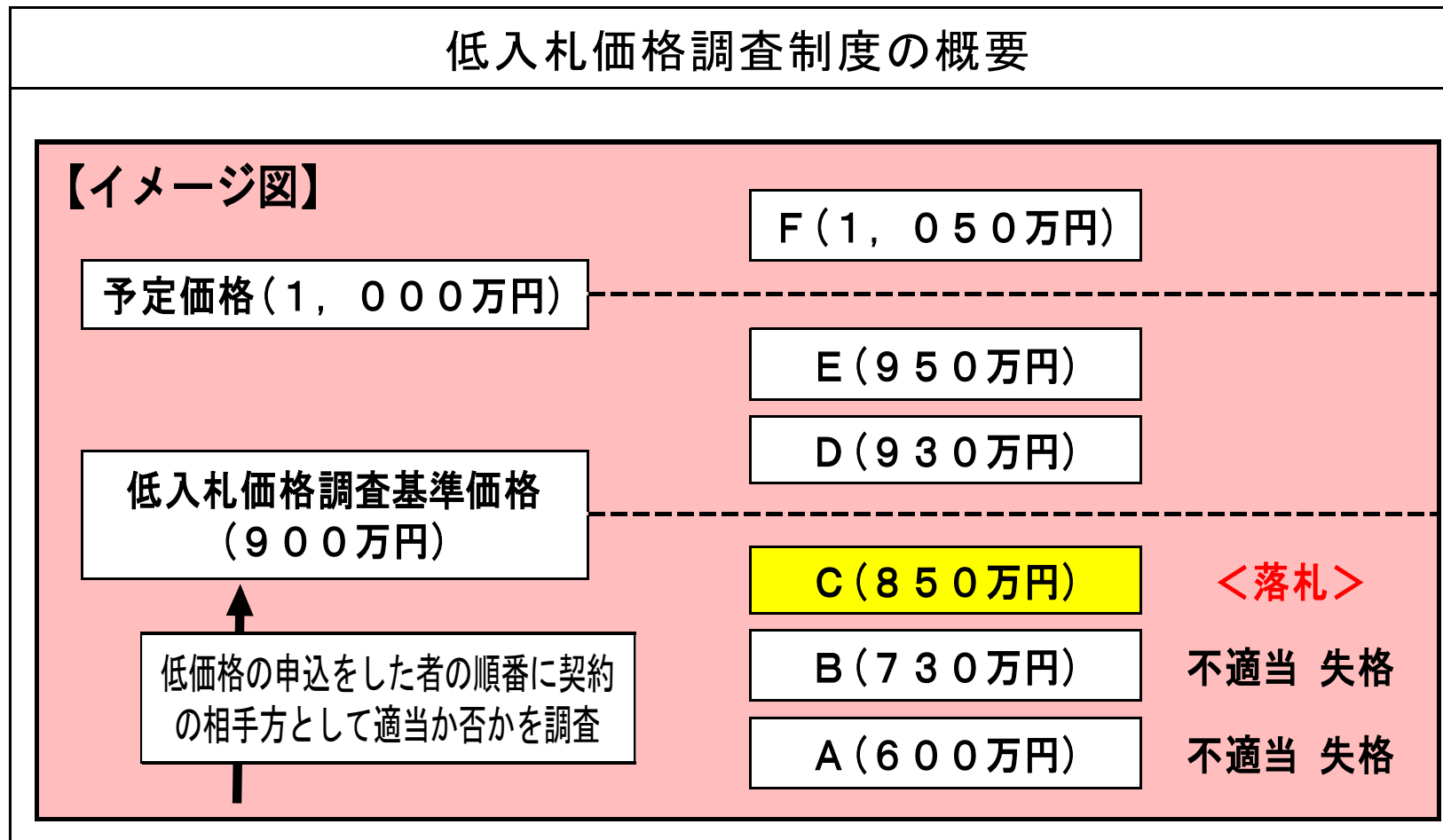
全競争入札実施数 (一般競争入札・指名競争入札)	うち総合評価落札方式 実施件数（件）	総合評価落札方式 実施率
589	168	28.5%



4. 低入札価格調査等について

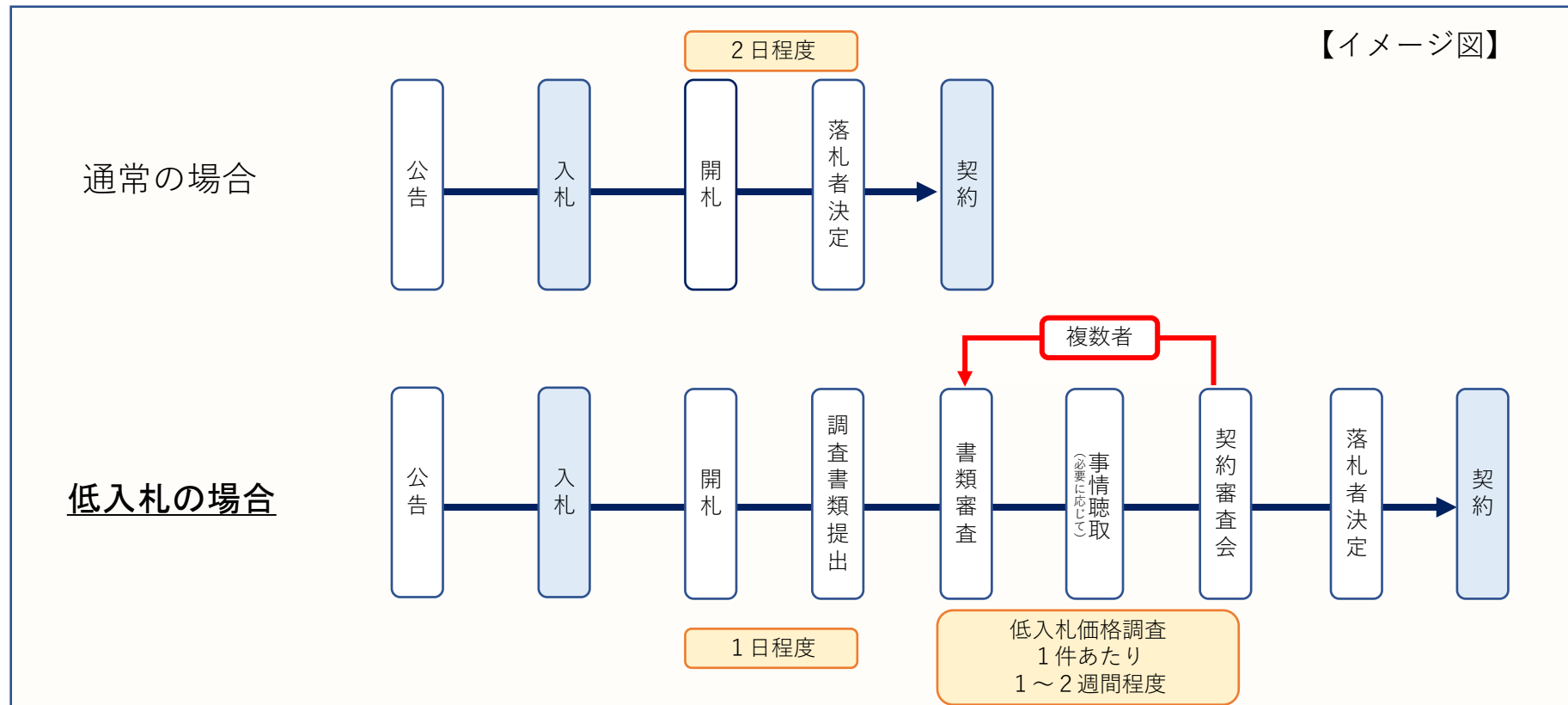
(1) 低入札価格調査制度とは

調査基準価格を下回る入札があった場合に、その入札価格で適正な履行が可能であるか否かについて調査した上で落札者を決定する制度（地方自治法施行令第167条の10①）



再掲

(2) 低入札価格調査の手続き



- ・ 通常の入札事務手続きと比べて1～2週間程度日数がかかる。
(複数者が低入札価格調査基準価格を下回る価格で入札した場合は、その分審査回数が増え、期間も伸びる)
- ・ 受発注者ともに書類作成、書類審査にかかる負担が大きい
- ・ 調査基準価格未満の入札が生じた時に、必ず低入札価格調査を実施
(書類提出がない場合、入札参加停止措置要領 別表第2-7-(6)より入札参加停止措置(3カ月)の処分)

(3) 奈良県の低入札価格調査制度等

【適用要領等】

要領等	奈良県県土マネジメント部低入札価格調査制度（建設コンサルタント業務等）に係る取扱要領
	奈良県県土マネジメント部低入札価格調査マニュアル（建設コンサルタント業務等）
提出期限	低入札価格調査基準価格を下回る入札を行った者は、開札日の翌日正午までに調査書類を提出しなければならない。 (辞退制度はなし)
入札参加 停止措置	奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領により、調査又は書類の提出を正当な理由なく拒んだ場合は、 入札参加停止3ヵ月となる。
提出様式	様式 1 低入札価格調査報告書（表紙） 様式 2 当該価格で入札した理由 様式 3 入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細書 様式 4 当該契約の履行体制 様式 5-1 手持の建設コンサルタント業務等の状況 様式 5-2 手持ち業務の人工（当該業務も含む） 様式 6-1 配置予定技術者名簿 様式 6-2 直接人件費内訳書 様式 7 手持機械等の状況（測量業務又は地質調査業務に限る） 様式 8 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者 様式 9 直前3ヵ年の事業（営業）年度の係る計算書類 様式 10 再委託先からの見積書（再委託先の押印のあるもの） 様式 11 過去3ヶ月分の給与支払額が確認できる給与明細書、賃金台帳の写し及び過去3ヶ月分の 法定福利費（事業負担分）の負担状況が確認できる書面の写し 様式 12 給与規則の提示 様式 13 第三者照査受託予定書 奈良県の低入札調査内容は、国・他府県と比較しても同等程度。

(3) 奈良県の低入札価格調査制度等 つづき

【低入札価格調査基準価格を下回る価格で契約者となった者に対する品質確保対策】

項 目	内 容
不適当な管理技術者の交代	配置された管理技術者が業務の履行を継続するのが不適当と認められる場合、同等の資格要件等を満たす技術者に交代させる。
他企業による照査の実施	各照査段階完了時に受注者の負担により、受注者と同程度の規模の他企業による照査を受けなければならない。
管理技術者の現地作業時の現場常駐	受注者が現地における作業を行っている期間中、当該管理技術者は、現場に常駐しなければならない。
業務コスト調査の実施	受注者は業務完了後に業務コスト調査資料を作成し確認を受けなければならない。

(4) 低入札価格調査制度等の対応案について

低入札価格調査基準価格の公表時期の検討に合わせて、全国の実事例を参考に低入札価格調査制度等の見直しを検討。

・ 低入札価格調査における辞退制度の導入

現行制度では、低入札価格調査基準未満の入札者は、低入札価格調査を正当な理由なく拒んだ場合は入札参加停止としているが、「辞退する旨の申し出」があれば辞退可能（入札参加停止措置要領の対象としない）とすることを検討する。

・ 総合評価落札方式における価格評価値算出方法の変更

労務費の圧迫等による過度な過当競争を防止するため、総合評価落札方式における価格評価値の評価方法の変更を検討する。

・ 契約後の品質確保対策の強化

業務委託は、契約後の業務実施体制等の確認が難しいことから、低入札価格調査基準価格を下回る価格で契約者となった者に対する品質確保対策の強化を検討する。

5. 検討の方向性について

(1) 最低制限価格および低入札価格調査基準価格

- ・ 事後公表への移行を検討

➡積算内容は工事に比べて比較的容易

ダンピング対策としての低入札価格調査の強化についても併せて検討

(2) 予定価格

- ・ 事前公表を継続する方向で検討

➡入札の状況（入札不調や違算の発生等の状況）を注視

(3) 低入札価格調査制度等

➡現行制度の対策に加えて、以下の検討を実施。

低入札価格調査における辞退制度の導入

総合評価落札方式における価格評価値算出方法の変更

契約後の品質確保体制の強化

(4) その他

- ・ 入札参加資格者を対象に実施中のアンケート調査結果も踏まえながら方向性を検討
(事後公表する場合の範囲等)

今後の進め方（案）

今後の進め方（案）

委員会において現状と課題を分析した上で意見交換を行い、その意見を踏まえて県において新たな制度について検討する。

第1回委員会

（令和7年10月30日）

- ・事務局から現状等の説明
- ・意見交換

今回

第2回委員会

（令和8年2月頃を予定）

- ・事務局から検討状況について説明
- ・意見交換